深谷市 農委だより

2026年9月
No.42



郷土の偉人 渋沢栄一　深谷市イメージキャラクター ふっかちゃん

7月3日は「深谷市民の日」



大谷地内で新規就農された黒澤さん(左)、島村さん(右)

(6面にインタビューを掲載しています)

編集発行 深谷市農業委員会

事務局　〒366-8501　深谷市仲町11番1号　☎ 048-577-3439(直通)、FAX 048-578-7614
E-mail:nogyo-l@city.fukaya.saitama.jp

令和8年4月1日から
住所等変更登記の申請が義務化されました

問 令和８年から始まった義務化はどのようなものですか？

答 不動産（土地・建物）の所有者（登記名義人）は、所有権の登記をした後に、氏名・住所（法人の場合は名称・住所）について変更があったときは、その変更日から２年以内に変更登記をすることが法律上の義務になります。
令和８年４月１日より前の住所等の変更についても、登記がされていないものは、手続きが必要です。



問 変更登記はどこで行うのですか？

答 深谷市の不動産の場合、さいたま地方法務局熊谷支局（熊谷法務局）になります。

問 住所等変更登記とは、何のことですか？

答

個人（自然人）の場合

(1) 転勤による引っ越しなどで住所が変わった場合に、不動産登記簿に記載されている住所を変更する登記
(2) 結婚などで氏名が変わった場合に、不動産登記簿に記載されている氏名を変更する登記

法人の場合

(1) 本店を移転した場合に、不動産登記簿に記載されている住所（本店の所在地）を変更する登記
(2) 社名を変更した場合に、不動産登記簿に記載されている名称（社名）を変更する登記

問 変更登記を期限内にしなかった場合、罰則はありますか？

答 正当な理由がないのに変更登記をしない場合、５万円以下の過料が科される可能性があります。

これからの変更登記の場合は、本人の代わりに法務局が変更登記をする「スマート変更登記」という方法もあります。
事前に申出等が必要ですので、詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

相続登記についても令和６年４月１日から、その取得を知った日から３年以内に相続登記の申請をすることが義務化となっています。

有害鳥獣の目撃や農作物被害の報告について

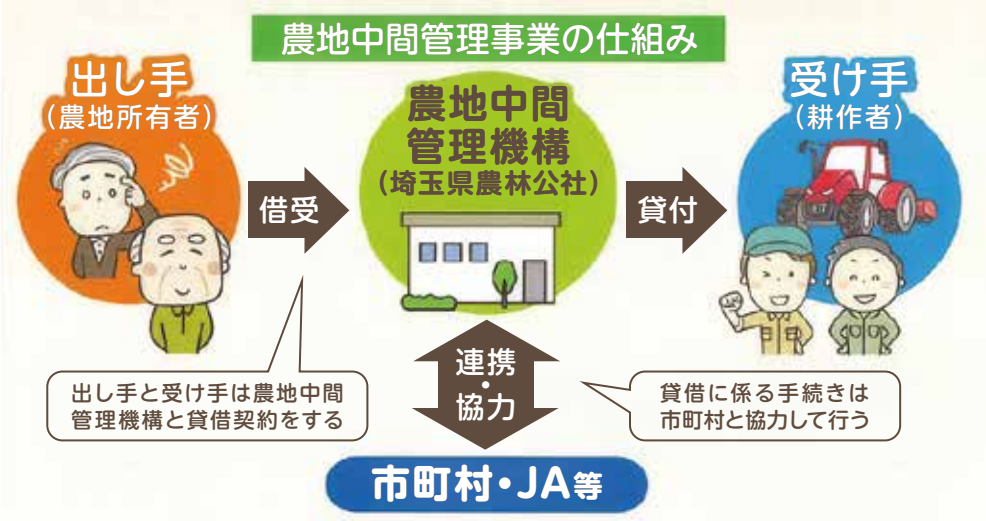
市内において、シカやイノシシなどの有害鳥獣の出没数が増えています。有害鳥獣を見かけた場合や、それによる農作物被害がありましたら、農業振興課までお知らせください。

なお、市民の皆さまの利便性向上のため、電話や窓口に加え、電子による申請も可能となりました。

QRコード
野生鳥獣による農作物被害や目撃情報の提供について

農地中間管理事業について

法改正により利用権が廃止され、令和7年4月1日から農地の貸借は、農地法3条による手続きまたは農地中間管理事業による手続きとなりました。貸借期間が残っている利用権の権利は、期間が切れるまで有効ですが、期限が近いものについては、農業振興課より更新の手続きに関する案内を所有者様と耕作者様に送付しております。引き続き更新される場合には、農業振興課までご連絡くださいますようお願いします。



○問い合わせ先　農業振興課　☎577-3298

あっせん希望のある農地情報のふかやMap掲載について

令和7年度に行った利用状況調査に基づき、農地の所有者等に対して利用意向調査を行いました。回答のあったもののうち、農地のあっせん希望があり、市ホームページへの掲載を希望されたものについて、掲載を開始いたしました。掲載された農地を耕作目的で借りたい、取得したいというご希望がございましたら、内容をご確認のうえ問い合わせ先までご連絡ください。

○問い合わせ先　農業委員会事務局　☎577-3439

産業祭に農業委員会が出店

第21回深谷市産業祭で農業委員会が出店します。深谷市で生産した農産物の販売のほか、深谷市農業委員による新規就農相談会を行います。

農業を始めてみたい、興味のあるかたはこの機会に是非ご相談ください。

【開催日時】11月7日（土）午前10時～午後4時
11月8日（日）午前10時～午後3時

【場所】市役所・市役所通り・中山道の一部・レンガ通り



クビアカツヤカミキリ被害木を伐採する費用の一部を補助

クビアカツヤカミキリは、主にサクラ・ウメ・モモといったバラ科の樹木を加害します。

被害拡大を防止するため、被害木を伐採する費用の一部を地域通貨ネギーで補助しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【対象】被害木（バラ科）を市内で所有または管理していて、被害木の伐採を業者委託する個人・法人・団体

【補助額】上限5万ｎｅｇｉ（伐採し、焼却処分またはチップ化するまでに要した費用の2分の1）※100円未満切捨て

【申込方法】12月28日（月）までに電話または直接問い合わせ先へ（予算上限に達し次第終了）※申込期限までに事前確認がありますので、必ず伐採前に連絡してください。

●問い合わせ先
深谷市環境課　☎577－6539



被害木の見分け方

木の幹からカリントウ状の木くず（フラス）が排出されます。

根元に大量のフラスが溜まります。

市ホームページ▶

令和9年度償却資産申告のお願い

固定資産税の対象となる償却資産（事業（農業）に使用している資産）を所有しているかたは、地方税法に基づき、令和9年1月1日現在の償却資産の状況について、令和9年2月1日までに『償却資産申告書及び明細書』の提出をお願いいたします。

【対象者】農業、工場、商店などを経営されているかた

詳しくは、左記までお問合せください。

●問い合わせ先及び提出先
資産税課　☎574－6638

農業者年金の運用結果が出ました

運用収入	約252億円
収 益 率	8.59%
時価総額（令和7年度末）	約3,193億円



過去１０年間の平均運用利回りは年率３.６７％、新制度発足からの２４年間では年率３.１３％と、安定した運用実績を維持しています。

もしも運用がマイナスになったら…

将来にわたって安定した年金給付を実現するため、一定水準以上の運用成績が得られた場合に、運用収入の一部を「付利準備金」として積み立てております。

年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合や付利原資がマイナスになった場合は予め積み立てている付利準備金から補てんを行います。

※付利…運用の結果得られる収入等を、加入者の皆様お一人お一人に配分すること

簡単に受給額のシミュレーションができます

パソコンやスマートフォンで簡単に年金受給額の試算ができます。

❶農業者年金で検索して農業者年金のホームページにアクセスし、年金額のご試算をクリック。
　または右記の二次元コードを読み込む。

❷加入年月や年齢、設定運用利回り等を入力してシミュレーションをクリック。

❸年金額の試算結果が表示されます。

参考例

30歳男性が月額20,000円、運用利回り3.13% 60歳まで支払い65歳受給で試算した場合	
支払保険料総額（360か月）	7,200,000円
年金額	707,000円
平均的な年金受給総額	15,200,500円

参考例

40歳女性が月額40,000円、運用利回り3.13% 60歳まで支払い65歳受給で試算した場合	
支払保険料総額（240か月）	9,600,000円
年金額	714,800円
平均的な年金受給総額	19,299,600円

※平均的な死亡年齢を男性は８６.５歳、女性は９２.０歳としてその年齢まで受給した想定です。
※実際の年金受給額は年金裁定時まで確定せず、それまでの運用結果等により変動しますので、上記年金額を保証するものではありません。
※上記は通常加入、予定利率を２.３０％としています。

シリーズ 新規就農

「誰かの食卓を支える喜びを」



黒澤（くろさわ） 和浩（かずひろ）さん（36才）
島村（しまむら） 裕斗（ゆうと）さん（31才）

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。シリーズ第42回は、大谷地内等で就農された黒澤さん（以下「黒」）と島村さん（以下「島」）にお話を伺いました。

Q お二人の出会いは？

A 農業大学校で同じ学科の同級生でした。一緒に研修していくなかで、将来目指すものが一緒だったため、自然と協力していくようになりました。今は、基本的に二人で作業していますが、手が足りない時などは、それぞれの家族が手伝ってくれます。

Q お二人とも前職を退職して農業を始めたそうですが、ご家族の反対はありませんでしたか？

A（黒）父が農業を少しやっていることもあって、家族の反対はありませんでした。

（島）内心は心配だったかもしれませんが、自分のやりたいことが見つかったのならと、背中を押してくれました。

Q 現在主に何を生産していますか？

A ねぎをメインに、ブロッコリー、なす、いちご、トウモロコシを生産しています。今年はいちごの面積を増やしていきたいと考えています。

Q 将来について考えていることは？

A 今は二人ですが、今後、人や耕作面積を増やしていき、将来的には観光農園を作り、いちご等の収穫や野菜の直売ができたらいいなと考えています。

Q 最後に、新規就農するかたに一言！

A（黒）思うようにいかないこともたくさんありますが、自分たちで考え、工夫し、出荷したものが誰かの食卓を支える喜びは、農業でしか味わえない魅力です。

（島）最初は大変なことが多いと思いますが、そこを乗り越えれば、きっと明るい未来が開けると信じています。多くの人の支えがあって今があります。困ったら、抱え込まずいろんな人を頼ってみてください。



編集後記

今年の夏も猛暑となり熱中症のリスクが高まる日が続き、体調の管理に苦労されたことと思います。

さて、農業委員会では8月から遊休農地の利用状況調査を行い、遊休農地の把握、解消に努めています。こまめに農地の草刈りを行うことは地域の安全、周りの土地所有者のかたへの環境悪化被害の防止にもなります。雑草を放置されますと林や森となり容易に元の農地には戻せなくなりますので、適正な管理へのご理解・ご協力をお願いいたします。

安藤 已喜夫 農業委員が8月2日に永眠されました。安藤様は平成18年7月に農業委員に就任し、農業委員を7期、会長を3期務め、約20年間農業委員会の運営にご尽力されました。ご冥福をお祈りいたします。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
週刊
金曜日発行
月900円
お申し込みは農業委員会へ

農委だより編集委員会
委員長 馬場 詔二
委 員 森田 亨 堀口 廣
髙野 政明 澁澤 正明
梁瀬 和彦 吉野 勝男

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法適合印刷物です